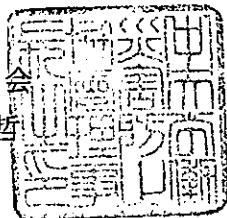


中災防発教育第633号
平成27年 2月20日

全国中小企業団体中央会
会長 鶴田 欣也 様

中央労働災害防止協会
理事長 関澤 秀哲



平成27年度緑十字賞候補の推薦について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、当協会の業務運営につきまして、特段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中央労働災害防止協会緑十字賞につきましては、別添の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（以下「表彰規程」）に基づいて当協会会員様よりご推薦をいただき、受賞が決定された方々を秋に開催される全国産業安全衛生大会の総合集会で表彰することとしております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、貴団体会員企業様に本表彰制度をご周知いただき、平成27年度緑十字賞候補を下記によりご推薦くださいますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 提出書類 被表彰者候補が個人の場合 別紙様式1
 被表彰者候補が職域グループの場合 別紙様式2
 * 記載例を同封しております。
 * 別紙様式はデータ（Word文書）によるご提供も可能です。
 ご希望の場合は3. 提出先までお問い合わせください。

2. 提出期日 平成27年5月22日（金）

3. 提出先 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1
 中央労働災害防止協会 教育推進部企画課
 TEL 03-3452-6402
 E-Mail taikai@jisha.or.jp



4. 「企業又は団体」の取扱に当たっての留意事項（表彰規程第2条第2項）
 緑十字賞の被表彰者候補の資格として、企業又は団体において産業安全の推進、労働衛生の推進又は産業安全及び労働衛生の推進業務等に一定年数以上又は長年にわたり従事していることを要件としていますが、この場合の企

業又は団体は同一の企業又は団体に限りません。複数の企業又は団体において産業安全等の推進業務等に従事している場合は、これらを通算することができます。

5. 「産業安全及び労働衛生」部門の推薦に当たっての留意事項

(表彰規程第2条第2項)

「産業安全及び労働衛生」の部門については、産業安全及び労働衛生の両部門の業務に従事し、いずれを主とするか定めがたい場合やその両部門の業務を通算することにより所定の年数に達する方を対象にすることができます（ただし、産業安全及び労働衛生の両方の業務を担当している期間につきましては、二重に計算はできません。）。

6. 緑十字賞の対象となる「職域グループ」について（表彰規程第2条第2項）

本表彰制度における職域グループとは、一事業場より小さく、一個人より大きい規模で活動をしているグループとしております。事業場に所属する複数の個人であり、職域を同じくするグループの活動による業績が全国的又は地域的に顕著であるものに対し、「職域グループ」として表彰をすることができるものとしております。同一事業場の枠を越えた関連事業場等の横断的な活動に対して表彰を行うものではございません。

例えば、工業団地あるいはグループ企業単位での活動は対象となりませんのでご留意ください。

7. 同封したもの

- ・中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程
- ・別紙様式1
- ・別紙様式2
- ・記載例

8. 表彰式等について

審査の結果は8月上旬に推薦者あてご連絡する予定です。

受賞が決定された方々を第74回（平成27年度）全国産業安全衛生大会の総合集会の表彰式において表彰を行うこととしております。

また、総合集会終了後に「受賞者を囲む会」を行うこととしております。

日 程：平成27年10月28日（水）

総合集会会場：愛知県体育館（名古屋市中区二の丸1-1）

「受賞者を囲む会」：名鉄グランドホテル（名古屋市中村区名駅1-2-4）

なお、表彰式への旅費につきましては、受賞者の方のご負担とさせていただきますので、予めご了解のほどお願いいたします。

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程

中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程（平成 18 年規程第 10 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）が、長年にわたり我が国の産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人及び職域グループに対して行う緑十字賞表彰に関する事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第 2 条 緑十字賞の対象となる個人は、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属する者

イ 中央労働災害防止協会定款（以下「定款」という。）第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第 13 条に定める賛助会員である事業場等

ハ 大学又は研究機関等

（2）事績に関し、次のいずれかに該当する者

イ 企業又は団体において以下の業務又は事業（以下「業務等」という。）に 10 年以上従事し、全国的又は地域的にその業績が顕著で他の範とするに足りる者。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、以下の業務等への従事年数を 7 年以上とすることができる。

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ロ 企業又は団体において以下の業務等に長年にわたり従事し、その推進向上に顕著な貢献をした者

（イ）産業安全の推進

（ロ）労働衛生の推進

（ハ）産業安全及び労働衛生の推進

ハ 大学又は研究機関等において産業安全又は労働衛生の研究に従事し、その業績が学会等において広く認められている者

（3）表彰日において満 45 歳以上である者

（4）産業安全又は労働衛生に関し、叙勲、褒章、内閣総理大臣賞又は厚生労働大臣功労賞のいずれについても授与されていない者

2 緑十字賞の対象となる職域グループは、次の各号に該当するものとする。

（1）次のいずれかに所属するもの

イ 定款第 5 条に定める会員又は会員に加入する事業場等

ロ 定款第13条に定める賛助会員である事業場等

(2) 産業安全又は労働衛生推進のための活動を10年以上行い、全国的又は地域的にその業績が顕著であるもの。ただし、その功績が極めて顕著な場合は、活動年数を7年以上とすることができる。

(表彰)

第3条 緑十字賞の表彰は、毎年、全国産業安全衛生大会において、表彰状及び副賞を授与して行う。

(被表彰者の推薦及び決定)

第4条 被表彰者は、次の第2項及び第3項により推薦された候補の中から、第5条に規定する表彰審査委員会の審議を経て、理事長が決定する。

2 被表彰候補の推薦は、次の各号に掲げる者が行うことができる。

(1) 定款第5条に定める会員

(2) 組織規程（昭和39年規程第1号）第2条、第4条から第4条の7まで及び第6条の2に規定する部、センター又は室の長

3 前項の推薦者が当該年度に推薦できる被表彰候補の数は、原則として別表に掲げる推薦者の区分に応じ、それぞれ別表に定める数を上限とする。

(表彰審査委員会)

第5条 表彰審査委員会の委員は、理事長、専務理事、常務理事、常任理事（常勤に指名された者に限る。）並びに組織規程第2条、第4条の3、第4条の5から第4条の7まで及び第6条の2に規定する部、センター又は室の長とする。

2 表彰審査委員会の委員長は、理事長とする。

3 表彰審査委員会は、委員長が招集する。

4 表彰審査委員会における議事の進行は、教育推進部長が行う。

5 委員長が必要と認めた場合には、事務を担当する職員その他第1項の委員以外の職員を出席させることができる。

6 表彰審査委員会の庶務は、教育推進部が行う。

(経費)

第6条 緑十字賞表彰に関する経費は、篤志家からの寄付金及びその利子をもって充てる。

(施行細目の委任)

第7条 この規程の施行に関して必要な事項は、教育推進部長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成19年5月14日から施行する。

附 則（平成20年6月25日規程第17号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日規程第 26 号）

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 8 月 9 日規程第 36 号）

この規程は、公布の日から施行し、改正後の中央労働災害防止協会緑十字賞表彰規程は平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 29 日規程第 6 号）

この規程は、平成 24 年 2 月 29 日から施行する。

別表（第 4 条第 3 項関係）

推 薦 者 の 区 分		推薦数（安全、衛生併せて）
定款第 5 条に定める会員	各 1 号会員 (業種別災防団体)	2
	各 2 号会員 (事業主団体)	2
	各 3 号会員 (都道府県労働基準関係協会等) (1) 北海道、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡 (2) 上記(1)以外の府県	2 1
	各 4 号会員 (その他の関係団体)	1
	中災防 (各推薦者からの内申を調整するものとする。)	若干名

別紙様式1 (被表彰候補が個人の場合)

平成 27 年度綠十字賞推薦書

氏名	(フリガナ) ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	生年月日(西暦) 1953年 10月10日	年齢(表彰日時点) 満 62 歳
	現住所 〒***-*-*-* **県***市***町*-*-*	平成27年10月28日(表彰日) 時点で満45歳以上であること。	
現在の勤務先	名称 △△△(株)		
	役職 安全管理部 部長		
	所在地 〒***-*-*-* **県***市***町*-*-*		
電話番号(***)** -****			
所属団体	名称 △△△協会	現在所属している安全衛生関係団体又は大学等(勤務先が団体・大学等の場合は、上記以外にある場合)	
	役職 安全管理部会 部会長	現在の勤務先又は所属が中災防の会員 又はその会員に加入する事業場である	
	所在地 〒***-*-*-* **県***市***町*-*-*	ことが必要です。	
電話番号(***)** -****			
所属(表彰規程第2条(1)を参照の上、いずれかに○)			
イ	中央労働災害防止協会の会員(1号~4号会員)又は会員に加入する事業場等		
ロ	中央労働災害防止協会の賛助会員である事業場等		
ハ	大学又は研究機関等		

表彰推薦部門 (いずれかに○)	1. 産業安全の推進 2. 労働衛生の推進 3. 産業安全及び労働衛生の推進
に従事した年数 表彰部門の活動	事績 (表彰規程第2条(2)を参照の上、いずれかに○) イ 企業又は団体で、全国的地域的業績顕著・10年以上又は極めて顕著で7年以上 ロ 企業又は団体で長年にわたり貢献 ハ 大学又は研究機関等で業績あり

推薦理由要旨	表彰規程第2条(2)イ又はロによる推薦	
	企業又は団体における安全衛生業務	
事業場名・部課・職名 (西暦) 年月～年月 (年間)	具体的な業績等 (行政職、安全衛生業務以外の経歴は業務年数に算入不可)	
△△△(株) 安全管理部・課長 1997年4月～2002年3月(5年) 同・衛生管理部・課長 2002年4月～2006年3月(4年) 同・安全管理部・次長 2006年4月～2013年3月(7年) 同・安全管理部・部長 2013年4月～現在(2年)	業績記載例 製造ラインの安全管理指導を行うとともに、〇〇年に発生した重篤災害の原因分析を行い、安全のシステムを構築したことが基礎となり、〇〇年～〇〇年に業種別最長無災害時間の達成に貢献。(以下、全国的地域的業績記載例) また、この間、地域的活動として〇〇労働基準協会幹事会として地区安全衛生計画の作成、〇〇協会講師を担当する他、〇〇労働局労災防止指導員として中小企業の安全管理の向上に貢献した。	→産業安全の推進による推薦なので衛生業務は算入不可。 13年

推薦理由要旨	表彰規程第2条(2)ハによる推薦	
	大学又は研究機関等における産業安全又は労働衛生の研究、業績	
大学、研究機関等名・職名 (西暦) 年月～年月 (年間)	具体的な業績等	
〇〇大学医学部・講師 1988年12月～2006年3月(17年) 〇〇学会〇〇委員会委員 1996年4月～現在(19年)	〇〇大学では、化学物質の健康影響とモニタリング調査及び研究、43編の論文を発表。〇〇学会では・・・・の提案と審議を行う。〇〇労災病院では、・・・に関する臨床事例に携わり、・・・事業に関する意見の具申と審議を行う等、労働衛生の向上に貢献した。	

具体的な業績等について簡潔に明記のこと。「その功績が極めて顕著な場合」の推薦については、これに該当すると考えられる具体的な根拠を必ず明記すること。この場合、産業安全、労働衛生、産業安全及び労働衛生業務に関与した期間、職名等の単なる列挙は避けること。

※ 本紙に記入いただいた個人情報は、表彰の審査の目的のためにのみ利用します。